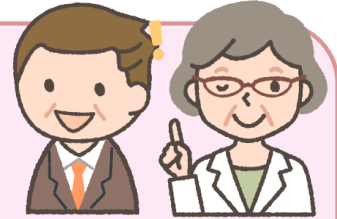


キャリア人材バンクのお知らせ

「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」

生涯現役社会の実現に向けて、キャリア人材バンクを通じ、
高年齢者の就業を支援します

キャリア人材バンク 登録者情報



自らの能力・経験を生かし、66歳以降も働くことを希望する以下の方が対象です

	事業主経由登録の方	一般登録の方
対象者	60歳から65歳の在職者の方で、雇用確保措置終了後に働くことを希望する方 ※登録は雇用確保措置終了前の2年以内になります	60歳から65歳の誕生日までの、在職者および離職者
登録方法	事業主経由の登録	個人での登録 ※基本はご来所の上、登録していただきます

※本事業の離職者とは、離職後1年以上の方をいいます（裏面も同じ）



高年齢者の就業について仲介・あっせんします

キャリア人材バンク 受入情報



以下のいずれにも該当する受入情報が対象です

対象	66歳以降も働き続けることが可能なもの
	採用者の能力・経験が生かせるもの
	採用後の雇用期間が1年以上見込まれるもの

※雇用確保措置とは高年齢者雇用確保措置のことを指します



公益財団法人 **産業雇用安定センター 富山事務所**

富山県富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10階

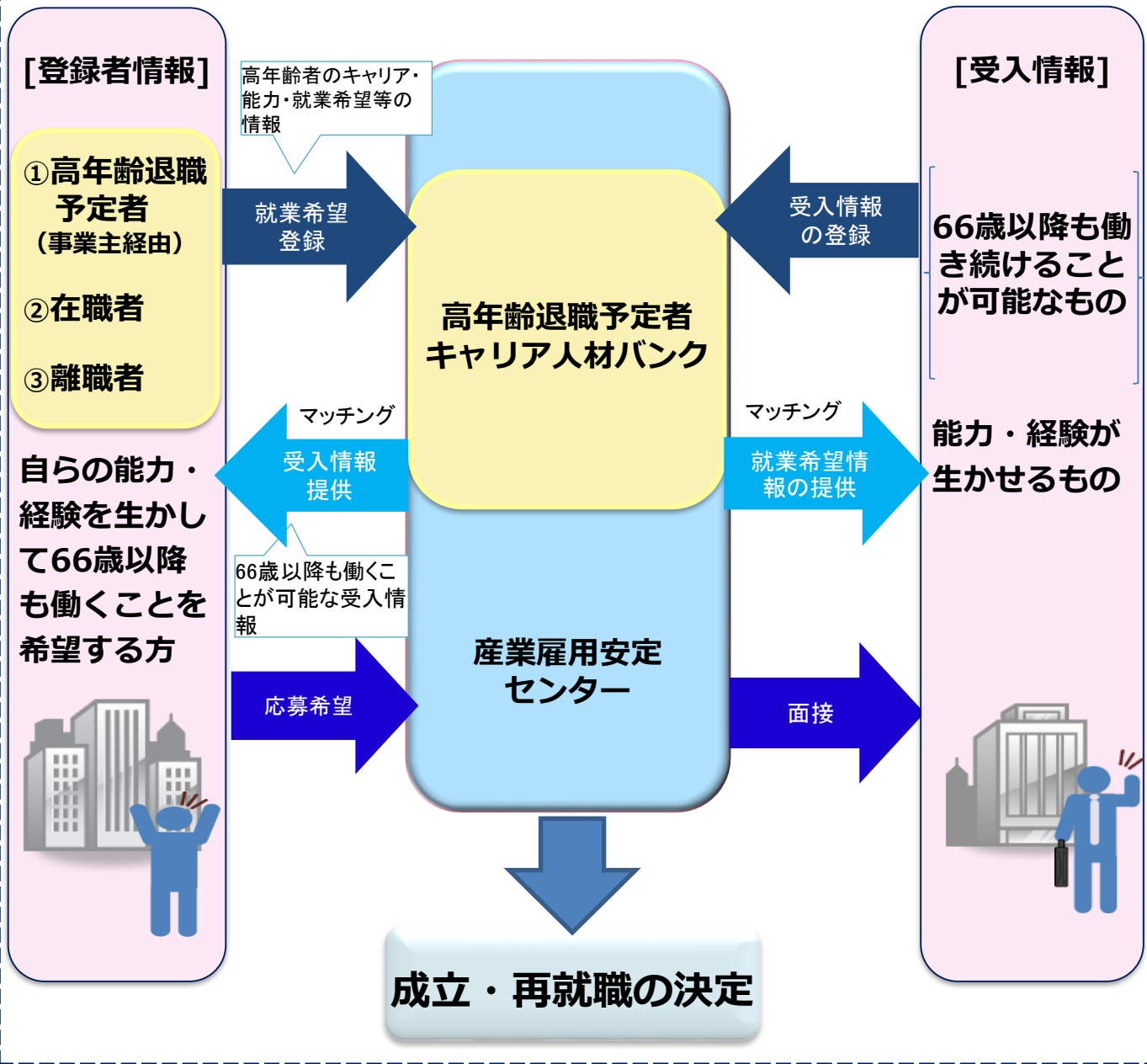
TEL : 076-442-6900

FAX : 076-439-2860



29.11.06

イメージ図



実施概要

- 企業等より雇用確保措置の終了を予定する60歳から65歳の高年齢者のキャリア・能力・就業希望等の情報を収集し、産業雇用安定センターにおいて、新たに構築した高年齢退職予定者キャリア人材バンクに登録し、マッチングを実施します。
- 意欲と能力のある60歳から65歳の誕生日までの、在職者および離職者についても同様に、高年齢退職予定者キャリア人材バンクに登録し、マッチングを実施します。
※本事業の離職者とは、離職後1年以内の者をいいます。
- 高年齢者の能力の活用を希望する事業者に対して高年齢退職予定者キャリア人材バンク登録者を紹介することにより支援を実施します。